Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令について

平成27年2月20日国土交通省道路局

1. 改正の概要

一般国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理を効率的に実施するため、一般国 道の指定区間の追加等を行うものです。

2. 改正の内容

一般国道158号、375号及び497号の3路線の一部の区間を指定区間に追加します。また、一般国道138号、141号、155号及び474号の4路線の一部の区間を指定区間から除外します。これらのほか、規定の整理を行います。

※路線別の改正の概要については、別紙を御参照ください。

3. スケジュール

·閣 議 日:平成27年 2月20日(金)

•公 布 日:平成27年 2月25日(水)

•施 行 日:平成27年 4月 1日(水)

※一般国道158号等関係は3月1日から、一般国道375号関係は同月15日から施行。

問い合わせ先

国土交通省 道路局 路 政 課 企画専門官 太田 大吾(内線37332)

国道・防災課 専門官 四童子 隆(内線37832)

代表電話:03-5253-8111